

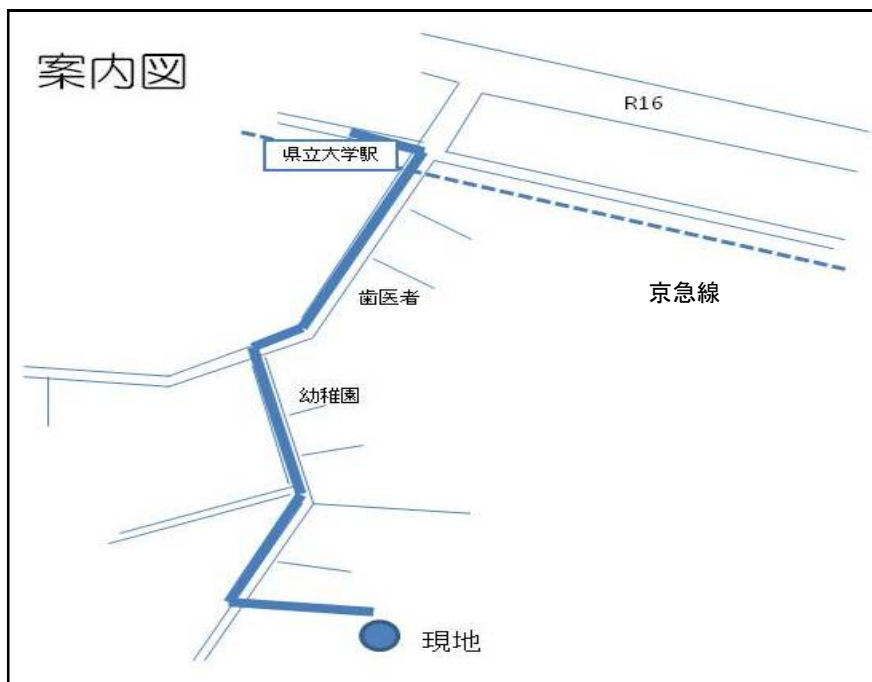
インターネット公有財産売却のご案内

KSI 官公庁オークション

富士見配水タンク跡地 536.24 m²

(平成 16 年測量時)

最低売却価格 4,612,000 円



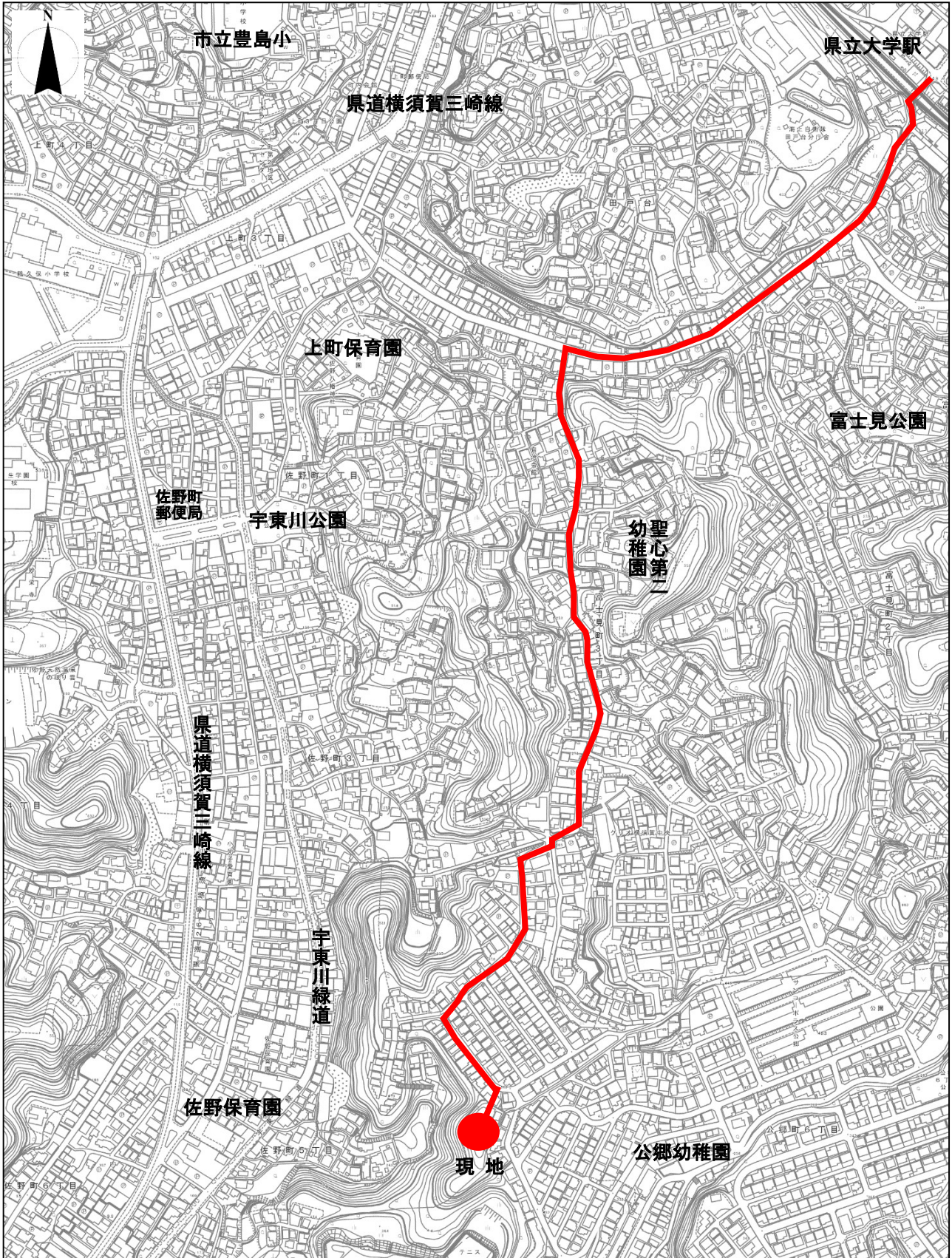
売主：横須賀市上下水道局（用地管理課 TEL046-822-8384）

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

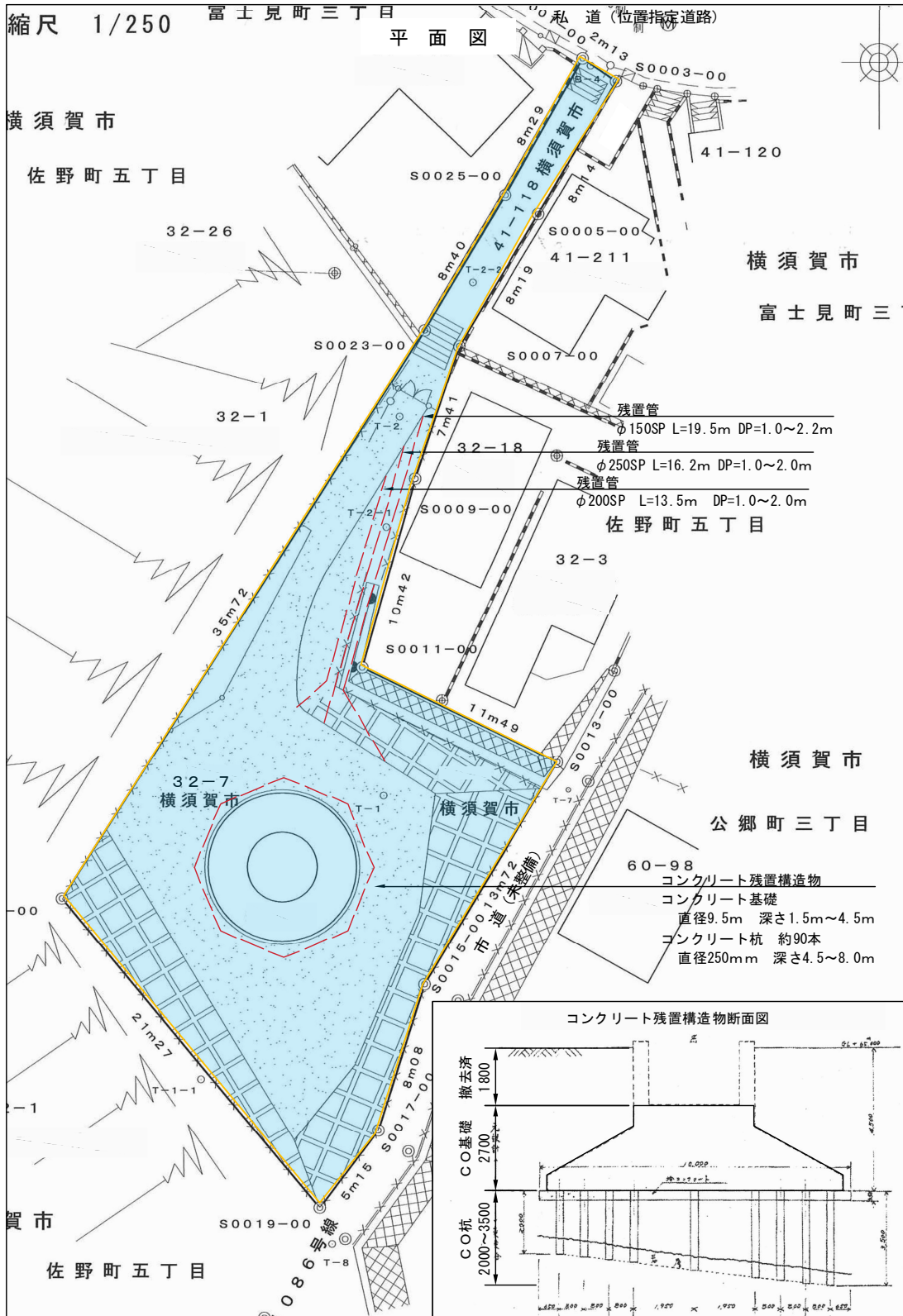
横須賀市上下水道局 売却情報で検索

<https://www.water.yokosuka.kanagawa.jp/sell/index.html>

広域案内図



平面図



※本物件に駐車場はありません。
 ※本物件は傾斜地を含んでいます。

物件調書	最低売却価格 4,612,000 円	入札保証金 100,000 円
-------------	---------------------------	------------------------

所在 (地番)	敷地：佐野町5丁目32番7 雑種地 (公簿502㎡) 取付路：富士見町3丁目41番118 雑種地 (公簿33㎡)		実測	536.24㎡
住居表示	未実施	形状	平面図のとおり	
接面道路の幅員及び構造	北側：舗装私道 (位置指定道路幅員約6m) に取付路2.13mが接面 東側：未整備市道1086号 (幅員約1.9m) に敷地宅盤下 (高低差約2m) 26.9mが接面			
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域		
		用途地域	第1種中高層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他規制	第1種高度地区、準防火地域		
その他	土砂災害警戒区域、宅地造成工事規制区域、屋外広告物規制第2種禁止地域			
制限特約事項	暴力団事務所等に供するための使用、転売、権利設定を5年間禁止する			
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	—
	道路後退の有無	無	負担の内容	—
供給処理施設の状況	種別	事業所名		電話番号
	電気	可	東京電力株式会社 神奈川カスタマーセンター	0120-995-775
	上水道	可	横須賀市上下水道局給排水課	046-822-8625
	下水道	可		046-822-8626
都市ガス	無	—	—	
交通機関	京急本線「県立大学」駅約1.5km (徒歩約18分)			
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本物件に駐車場はありません。 ・ 敷地の一部、取付路の法面擁壁下に、廃止水道管 (SP200mm約13.5m、SP250mm約16.2m、SP150mm約19.5m) が未撤去で埋設残置されています。 ・ 敷地中央にタンク基礎構造物が未撤去で埋設残置されています。 ・ 前面私道から取付路 (幅員約2m、延長約17m) を介して敷地に至ります (旗竿地)。 ・ 取付路には、2か所に階段 (5段、10段) が設置されています。 ・ 前面私道は位置指定道路に指定されており、建築基準法上の接道扱いになりますが、共有持分を有していないため、掘削等を行う際は土地所有者の承諾が必要です。 ・ 公共下水道排水区域ですが、前面道路の下水道管は私設下水道です。 ・ 敷地への給排水接続用として、取付路入口に給水管25mm、排水管150mm、雨水枡が設置されています。 ・ 水道の給水圧が低いため、敷地への給水にはポンプ等の補助設備が必要です。 ・ 敷地および隣地への給電のため、取付路入口付近の私道上および取付路内に電柱、それらを經由する架空線が敷設されています。 ・ 本物件は傾斜地を含んでいます。隣接法面から立木が越境しています。 ・ 建築または造成を行うためには、横須賀市建築基準条例第5条に基づき、がけの安全対策が必要になります。建築に関しては本市建築指導課にお問合せ下さい。 			

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

【富士見配水タンク跡地インターネット公有財産売却】の流れ

1. 申込受付、入札（KSI 官公庁オークションを利用）
※KSI 官公庁オークション ID を取得（無料）して下さい。

- 仮申込：令和4年1月20日（木）13時～令和4年2月8日（火）14時
K S I 官公庁オークションにて入札参加 仮申込をして下さい。
- 本申込：令和4年1月20日（木）～令和4年2月14日（月）
上記期間内に到着するよう横須賀市上下水道局用地管理課に下記書類を送付し、
入札保証金10万円を納付して下さい。（落札者以外は後日返金します）
 - ・入札参加申込書兼誓約書（横須賀市上下水道局ホームページから書式をダウンロード）
 - ・役員名簿（個人の場合は不要）（局ホームページからダウンロード）
 - ・住民票（法人の場合は登記事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
 - ・印鑑登録証明書※入札保証金は横須賀市上下水道局から送付する納入通知書で納付して下さい。
- 入 札：令和4年2月22日（火）13時～令和4年3月1日（火）13時
K S I 官公庁オークションにて入札額を入力して下さい。



2. 落札決定および契約

- 開 札：令和4年3月3日（木）17時開札を行い落札者を決定します。後日落札者
に電子メール又は郵送で契約締結に関する案内を行い、契約書類を送付します。
- 契 約：令和4年3月17日（木）17時までにご来庁のうえ契約手続きをお願いします。
※お持ちいただくもの
 - ①契約書（契約書貼付け用収入印紙を含）
 - ②実印
 - ③契約保証金領収書（落札額の10%－10万円）
 - ④登録免許税額の収入印紙（所有権移転登記申請用、遅くとも残金納期限までに提出）※契約保証金の納付方法は横須賀市上下水道局発行の納入通知書による納付です。



3. 所有権移転・引渡し・登記

- 所有権移転・引渡し
売買代金残金が完納されたときに所有権移転し、同時に現状有姿で引渡します。
令和4年3月24日（木）15時までに横須賀市上下水道局あて売買残金の支払いを
お願いします。
※売買残金の納付方法は横須賀市上下水道局発行の納入通知書による納付です。
※契約時に一括での納付も可能ですので、あらかじめお知らせ下さい。
- 登記手続
上下水道局が申請を行いますが、申請に用いる登録免許税額の収入印紙をご負担頂
きます。契約時または落札残金納付までに持参または、書留で郵送してください。
※登録免許税額は上下水道局用地管理課売却担当にお問い合わせください
※金融機関等からの借入のため抵当権を同時設定する場合は早めにお知らせください。

「富士見配水タンク跡地」入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者

入札に参加したく、公有財産売却ガイドラインの内容を了承のうえ申し込みます。

また、入札参加資格を充足していることについて以下のとおり誓約いたしますこの資格を満たしていないことが判明した場合には、当該事実に関して貴局が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

誓約書

私(共有名義での申込みの場合、共有申込者を含む。)は、地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する成年被後見人、被保佐人、被補助人、又は未成年者であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者、破産者で復権を得ていない者、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者ではありません。

【申込者】捺印は、印鑑登録印をご使用ください。

住所 (所在地)	(〒 -)		
電話番号	— — (担当者)		
(フリガナ) 氏名 (法人名・代表者名)	印		
入札保証金を返還する際は下記の口座へ返還してください。			
金融機関名			支店名
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座 番号		(カタカナ) 名義

 共同購入代表者

※複数の申込者による共同購入は、全員が本書を記入し、一緒に提出してください。

代表者は、上記□にチェックしてください。

共同購入の場合、契約は連名、所有権移転は共有名義で行います。

受付印

収入
印紙

富士見配水タンク跡地（R2:保証金払い用）

土地売買契約書

売出人横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地の売買契約を締結する。

（売買土地）

第1条 甲は、末尾記載の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金（落札額）円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（落札額の10/100）円を甲の指定する方法により納付する。

2 前項の契約保証金のうち、金100,000円は、入札保証金から充当する。ただし、この入札保証金の預かり期間については利息を付さない。

3 第1項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

6 乙が第4条に定める売買代金を納付しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金（落札額－契約保証金額）円を、甲の指定する方法により、甲が指定する日までに横須賀市上下水道局指定金融機関に納入する。

（所有権移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付した時に乙に移転する。

（登記）

第6条 甲は、前条の所有権が移転した後、すみやかに所有権移転登記を嘱託する。

2 前項の登記に要する登録免許税等の経費は、乙の負担とする。

（引き渡し）

第7条 売買土地の引き渡しは、所有権移転をもってその時の現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、売買物件が本契約締結後、引渡しまでの間に甲の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完(修補)請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合は、第7条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲(賠償額)は、売買代金の額を限度とする。

2 売買土地の土壌汚染の状況については、法令に基づく調査・報告義務がないため調査を行っておらず、土壌汚染の有無については不明である。引渡し後に土壌汚染が判明した場合であっても、その対策費用は乙の負担とする。

3 売買土地には廃止した給水タンクに関する基礎構造物などの設備が残置埋設されているが、埋設物の状況調査は行っておらず、甲はこれらのものを撤去せず、乙に現状で引渡しを行う。引渡し後に埋設物により障害が生じてもその対策費用は乙の負担とする。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 甲は、乙の前項に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認める場合、実地を調査することができる。

3 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく、第2項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の10/100)円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(契約解除)

第 12 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除できる。

2 甲は前項の規定により、契約を解除したときは乙が本契約のために要した経費及び

甲が本契約を解除したことにより生じた乙の損害について、一切その責めを負わない

3 甲は、第 1 項の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

4 甲は、第 1 項の規定により、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用、売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

5 甲は、本条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(原状回復)

第 13 条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。

3 乙は、第 1 項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない

(損害賠償)

第 14 条 乙は、本契約に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として、甲に支払う。

2 甲は、第 12 条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

第 15 条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用)

第 16 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 17 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第 19 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長

印

乙 〈落札者 住所氏名〉

印

土地の表示

所 在	地 番	地 目	公簿地積	実測地積
佐野町五丁目	32 番 7	雑種地	502 m ²	536.24 m ²
富士見町三丁目	41 番 118	雑種地	33 m ²	